

Title	「江戸藩邸内学校の研究(二)」
Sub Title	"A study of schools in feudal lords' estates in Edo (2)"
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1995
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.41 (1995. ),p.41- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000041-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000041-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「江戸藩邸内学校の研究(二)」

### “A Study of Schools in Feudal Lords' Estates in Edo (2)”

田 中 克 佳\*

*Katsuyoshi Tanaka*

There were really many means of education in Edo of the period of Edo.

This study is an investigation on the schools in feudal lords' estates in Edo which are one of such means.

- (1) It goes without saying that there were not such schools in all lords' estates. How many lords' estates had such schools? (the last number)
- (2) What images can we have of educational situation of these schools?
- (3) And in connection with this investigation, how was the education of clansmen and their children in Edo cared in the case of no such schools?

Moreover what relation had the common people to such schools?

Materials for this study are principally “NIHON KYOHOKUSHI SHIRYOH (Materials for Japanese Educational History)” edited by the Ministry of Education in the period of Meiji.

#### [前号目次]

はじめに

第1章 資料について—『日本教育史資料』「江戸藩邸内学校等ニ係ル諸件」

第2章 江戸藩邸内学校一覽

#### 第3章 江戸藩邸内学校での教育

##### 1. 文部省の依頼への応答例—資料蒐集と報告書作成の実情—

先に紹介した文部省の教育史資料蒐集依頼の達(本紀要第40号所収「江戸藩邸内学校の研究(一)」参照)に対する府県の応答の典型例を二例紹介する。

①館藩(江戸期は松前藩)(函館県)(ID43。IDは前記紀要所収論文所載の「江戸藩邸内学校一覽」中の整理番号)

「一般御省ニ於テ教育沿革史御編纂ニ付右資料御取調ノ儀文部卿ヨリ府県ニ被達候ニ付テハ拙家蔵書中舊藩立学校及舊領内一般学事ニ係ル舊記類其他事ノ苟モ学事ニ涉リ右編史ノ資料及参考ニ供ス可キモノ有之候ハ、御借上

\*慶應義塾大学文学部教授(教育史)

被成度若シ舊記類ノ外学事ノ状況ヲ觀察スルニ足ルノ事項有之候ハ、是亦調託ノ上回送相成度旨御照会ノ段委細了承仕候然処拙家ニ於テ舊記類ハ悉皆城地ニ所蔵候処辰ノ兵乱ニ罹リ尋テ復タ庚午ノ火災ニ遇ヒ前後ノ二災殆ト舊記ヲ烏有ニ属シ先般御照会ノ廉ニ対シ判然学事ニ係ル事項御答ニ及ヒ難ク太遺憾ノ至リ此段御了承ヲ乞フ就テ現今聊学事ノ状況ヲ記スルモノヲ抜粹シ從テ當時在藩ノ輩へ相尋取調候分別紙廉書エ略記シ御回送候条可然御取捨相成度若シ資料ノ一分ヲ裨神スルニ足ラハ素懐ノ至ニ堪ヘサルナリ謹テ報答ス

明治十六年十二月三日

松前修廣(『日本教育史資料四』pp. 169-170。以下「(4)169-170」の様

に略記する。主として昭和45年臨川書店復刻版を利用。)

②彦根藩(滋賀県)(ID23)

「本年二月文部省府県ニ令シ調製要目ヲ付シ八月ヲ期シテ教育沿革史ノ資料ヲ徴ス仍ホ旧藩主井伊氏ニ囑シテ亦之ヲ徴ス之ニ加フルニ滋賀県亦井伊氏ニ託ス井伊氏予ニ囑シテ調査編纂セシム而ルニ旧藩ノ簿書嚮キニ廃藩ノ際悉皆散逸シテモ存スル者アルコト無ク旧藩士ノ私記ヲ蔵

スル者モ亦多クハ廃紙ト為ス今ヤ原書ノ拠ル可キ無ク宛カモ雲ヲ摺ムニ異ナラス乃テ井伊氏ノ旧記ヲ借り普ク旧藩士ニ就キテ残余ノ私記ヲ求ム多クハ四方ニ散居シ郷里ニ留住スル者殆ント稀ナリ故ヲ以テ書ヲ送り人ヲ馳セ数月ヲ経テ稍々少シク得ル所アルモ完全ナラス而シテ期既ニ迫ル是ニ於テ七月始メテ稿ヲ起シ彼レニ拠リ此レニ採リ古老ノ口碑ヲ筆シ家祖ノ手記ヲ録シ旧館吏ニ質シ自カラ経歴スル所ヲ書シ苟クモ学事ニ関スル者ノ耳目ニ触ルハ則チ片言隻句モ遺スヲ無クカメテ網羅収拾ス猶ホ搜索セハ蓋シ得ル所アラシク然リト雖モ独リ時日ノ余裕無キヲ奈セン拮据勉勵ニ稿ニ脱シ本編七卷附スルニ一函一面ヲ以テシ名ツケテ旧彦根藩学制志ト曰フ予ヤ謏劣寡聞遺漏ノ多キハ論ヲ竣タス加フルニ文辞ヲ務メス自他混淆ノ語アルモ校訂ノ余日無シ唯聊サカ萬一ヲ録シテ責ヲ塞クノミ識者之ヲ正サハ幸ヒ甚タシ」(①369)

ここに示した応答には、幕末期の混乱、維新変革期の争乱に際して文部省が期待する種類の資料の散逸・消滅の事情が典型的に示されている。またここには、そのような状況の中での資料集めの苦勞と報告書作成の実情が吐露されている。幸い資料の散佚・消滅を免れた藩も無いわけではないが、多くの藩がここに示したような状況にあり、したがってとくに江戸藩邸内学校についての記録は多くはない。

江戸藩邸内学校についてまったく記載を欠く藩が多かったことは、先に掲げた「江戸藩邸内学校一覧」の数字が江戸期の藩の数の三分の一程度であったことから推測されるが、報告書に言及がないということと江戸期に江戸藩邸内に学校の設けがなかったということとは必ずしも同じでないことも十分に推測されることである。

## 2. 江戸藩邸内学校「有」の簡略な報告例

このような事情を背景に提出されてくるもっとも簡略な報告例（当該藩の当該事項に関する情報は、以下に掲げるものが全てである）をいくつか紹介する。教育の実態を知る手掛かりの乏しさを理解しておくためである。

### ①与板藩（新潟県）(ID51)

「校名 旧時学問所ト称セリ江戸藩邸同シ（略）」

沿革要略 旧学舎ノ創立ハ詳ナラス旧藩主兵部少輔井伊直充儒学ヲ尊崇シ夙ニ学事ヲ振作シ在江戸ノ口幕府儒官安積氏及ヒ府下著名ノ学士ヲ藩邸ニ招聘シ師弟ノ礼ヲ修メ教授ヲ受ク講義ヲ聴聞スルノ際藩士ノ有志者ヲシテ陪聴ヲモ許セリ藩地ニ於テ亦学事ノ拡張ヲ希凶シ藩士ヲ選抜シテ各地ニ遊学セシム是ヲ学事隆興ノ原トス（略）」(②310)

### ②篠山藩（兵庫県）(ID52)

「旧篠山藩立学校ニカ、ル要項左ノ如シ（江戸藩邸内ノ学校ハ従前藩地ノ学校ニナラヒ教科教則等ヲ設ケタルモノアリシ由ナレヒ維新前ニアツテ定府ノモノ悉ク藩地ヘ引払ヒ従ツテ廃校トナリタルヲ以テ旧時記録ノ類一切無之）」(②322)

### ③舞鶴藩（江戸期は田辺藩）（京都府）(ID53)

「江戸藩邸内ノ学校 以前ノ儀詳細ナラス曾祖父以成ノ時仮校ヲ設ケ濟美堂ト号シ代々林大学頭ヲ師トシ以成ハ古賀弥助ノ門ニ入時々私邸ヘ招キ講義聴聞シ又太田錦城ノ門人三谷潜蔵ト云者ヲ招キ又ハ佐藤一齋ヲモ請ス諸記簿散乱セシメ以テ諸事明瞭ナラス又池田某ヲ招キ講義ヲ聴聞ス」(②366)

### ④出石藩（兵庫県）(ID54)

「(略) 右出石藩学校ノ大略ヲ記ス江戸邸内別ニ一学校ヲ置ク其制出石学校ニ準ス而シテ規模更ニ小ナリ故ニ此ニ録セス」(④243)

### ⑤小野藩（兵庫県）(ID61)

「武学校ハ文学校ト並立シ相離ルヘカラス依テ別ニ稽古場ト称シ劍術槍術柔術弓術等ヲ学フ場所アリ夫々師範壹名ツ、ヲ置キ且世話役ヲモ四五名ツ、設ケリ江戸藩邸内ハ学校ノ名称ナク藩士ニ命ノ教育セシメタリ」(②564)

### ⑥弘前藩（青森県）(ID42)

「江戸藩邸学校 江戸藩邸学校ハ旧記ノ徴スヘキモノナクシテ其詳細ナルヲ今得テ考フヘカラス只旧記中寛政八年弘前稽古館設立ノ際江戸邸ニモ学校ヲ設クトアリ而シテ又文化年中ニ至リ右学校ヲ廃シ素読教授四人ヲ命ストアリ又安政年中ニ至リ江戸上屋敷南長屋ヘ学問所再興司読二人同補三人ヲ置クトアルノミ」(①723)

## 3. 江戸藩邸内学校の典型的な沿革例

江戸藩邸内学校は、いわゆる藩校に準じて理解される。定府の藩の場合それは、藩校そのものである。ここでは、江戸藩邸内学校の沿革ということ、典型的な例をとりあげる。いわゆる藩校の沿革類型は、なお多様である<sup>注1)</sup>。

### ①麻生藩（茨城県）(ID22)

「校名 精義館ト号ス江戸邸ハ校名ヲ付セス

(略)

沿革要略 中世隠岐守直時〔直時寛文二年就封延宝五年ニ卒ス〕〔縮小文字〕は二行割書きを示す。以下同じ〕殊ニ儒術ヲ重シ初メ江邸ニ於テ津久井俊庸(略)ナル者ヲ儒者役トシ経筵ニ当ラシメ兼テ兵学ヲ講セシム直時嗣子直詮代ニ至ル直詮俊庸ヲ藩地ニ遣リ郡宰ヨリ参政ヲ歴命シ兼テ

家ニ教授セシムル元録<sup>ヲ</sup>初年ニ及フ(略)俊庸子俊正(略)箕裘ヲ継ケトモ学職ヲ命セス藩地ノ私家ヲ教授スルニ任スルヲ越中守直隆(略)代宝暦ノ初年ニ及フ(略)主殿頭直計(略)代[享和二年ヨリ弘化ニ至ル]尤学業ヲ拡張シ大ニ儒風ヲ奨ム江邸ニ於テ藩士吉田義輔ナル者ヲ以テ儒者トシ其私校ニ添付スルニ官舎ヲ以テシ経筵ニ当ラシム(略)義輔致仕ス其孫蓋ナル者ヲ以テ経筵トス[以後駿河守直彪代弘化以後ニ係ル]故有テ罷ム尋テ儒士小島某ナル者ヲ聘シテ江邸ノ学筵ニ当ラシム給スルニ定禄若干ヲ以テ俸無シ時ニ初テ別ニ学所ヲ設ケ某没シテ仮ニ侍読津久井伊格ナル者[俊庸七世ノ孫ナリ]ヲシテ子弟ヲ教授セシム尋テ藩士市場謙[後ニ霞ト更ム]ナル者ヲ藩地ヨリ召シテ江邸ノ学所ニ教頭タラシム年俸六石ヲ加フ堤久作ナルモノヲ以テ助教トス俸五石六斗(略)江邸ヲ閉ルニ及ンテ市場謙ヲ藩地ニ下シテ教授タラシメ下野守直敬代ニ及テ更ニ精義館ヲ建設シ学事稍々整頓スルニ至ル事精義譯紀事申ニ略記スルモノ別録トス」(①367-368)

#### ②仙台藩(宮城県)(ID41)

「旧仙台江戸藩邸内ニ学寮アリ此寮タルヤ邸内塀舎ノ一部ニシテ代々ノ旧藩主在府ノ節儒士一名ヲ一年ツ、在番セシメ経史等ノ諮問ニ供ス故ニ其儒士公務閑ナル時ハ邸内ニ限り有志ノ子弟ニ講読ヲ授ケシナリ固ヨリ挾隘微小ニシテ学校学館ト称スルニ足ラス文化年間順造館ト号ス」(①699)

#### ③松代藩(長野県)(ID28)

「寛政元年七月(略)藩徒士日付一郎兵衛粹久保庄右衛門

右之者明四日四時ヨリ相始御上屋敷ニ於テ孝経講談被仰付候間御役人御用透罷出承候様無急度可被申通候

全四日右同人四時罷出孝経講談藩主夫人息女方陰聞有之執政其他役員罷出承り候

(略)

天保九年五月(略)林家学頭佐藤捨藏エ月次講釈御頼被仰出候向々へ可有演説候

(略)

弘化三丙午年二月(略)明十五日月次講釈開講ニ付給人以上熨斗日麻上下着用御日見席服紗小袖麻上下着用可罷罷出候当年以来共開講之節ハ朱子白鹿洞掲示御講釈被成候間右之心得ニテ罷出候様/右之趣向々へ可有演説候

嘉永五年正月二十二日[江戸]文武舎仮開ノ景況左ノ如シ

(略)

安政二卯四月二十九日文武学校仮開業ノ景況左ノ如シ

(略) ①(491-495)

上掲の与板藩の場合(2.の①)及び舞鶴藩の場合(2.の③)は、まず藩主が藩外の著名な儒者を招いて講義聴聞し、これに藩士を参加させて、やがていわゆる学校へと進化する沿革例とすることができる。

一方、ここに引いた麻生藩・仙台藩の場合は、藩士を儒官に抜擢して教授に当たらせ、やがて学校へと進化する沿革例である。

これらはすべて、後掲注1の2番目の類型に属する沿革例とすることができる。

#### 4. 江戸藩邸内学校の教育実態

それでは、江戸藩邸内学校で行われた教育の実態を、私たちはどのようにイメージすることができるであろうか。以下本節では、関連する報告例を掲げ、イメージ形成の手掛かりを提供することにする。

①定府藩の例:(いわばこれは、藩校そのものである。)

##### 1) 三草藩(兵庫県)(ID60)

「学制  
旧三草藩タルヤ古來ヨリ定府ニシテ封地ニ來ルヲナシ故ニ僅々郡吏数名ヲ置テ領内ヲ管セシム依テ学事ノ景況都テ江戸藩内ノ所置ニ係ル

学事上ノ諸制度

藩主ノ布令諭達 藩主襲代ノ都度々々藩士ニ令シテ文武兼修ノ事ヲ諭達シ日後折々布令ヲ発シテ奨励スル例トス

天保八酉年二月布令

藩立学校講釈日並輪講ノ定日近頃闕席ノ者有之哉ニ相聞如何ノ事ニ候已來無謂不參ノ輩ハ嚴重可及処分候条心得違無之様可致候

学業上進ノ者ハ勤格式ヲ進メ家禄ヲ増加ス藩制藩士ノ二三男ハ不召仕法制ナレハ文武拔群上進ノ者ハ挙テ奉職セシム

士族卒ノ子弟教育法 士族ノ子弟八年八歳ニシテ必ス藩立学校並手跡稽古所ニ入学セシメ年十歳ニ及ンテ演武場ニ入ルヲ例トス 卒ノ子弟ハ家塾ニテ修業セシム願ノ上許可スルニ非サレハ藩立学校ニ入ルヲ許サス 士族卒ノ子弟各自ノ意向ニ任セ家塾ニテ修学スル事ヲ許可セリ

他ハ遊学ハ各自ノ望ニ任セ願ノ上之ヲ許可シ学費ノ幾分ヲ補助セシ事アリ藩費ヲ以テ游学セシメシ事ナシ

学校月次講義並臨時講釈共必ス藩士ヲシテ生徒ト共ニ聴聞セシメ輪講ハ有志ノ藩士必ス出場シテ生徒ト共ニ闡義スルヲ例トス 連月七日ヲ以テ藩主ノ講釈日ト

定メ儒員ニ經史ヲ講セシメ重臣官吏侍臣等皆至ル 毎月五ノ日学校講義トス教頭經書ヲ講シ藩主臨場シ藩士皆聴聞ス大事故アルニ非サレハ闕席ヲ許サス 毎月十ノ日ヲ以テ学校輪講日トナス教頭判者トナリテ有志ノ藩士ヲシテ生徒ト共ニ經書ヲ輪講セシム藩主モ折々臨場シテ之ヲ檢ス

平民ノ子弟教育方法 封地三草ニアツテハ別ニ学校ノ設ケナシ故ニ郡吏里正ニ命シテ平民ノ子弟ヲ勸誘シ家塾ニ入ラシメ修学習字セシム優等上進ノ者ハ之ヲ檢シテ賞与スル事アリ

家塾寺子屋設置ノ制度 家塾寺子屋ヲ開設スル者ハ何人タリモ自由ニ開設スルヲ得セシメ之ヲ檢束スル事ナシ且其教授ニ篤志アルモノハ賞スル事アリ

右ノ外圍藩学上ノ事項ニシテ編史ノ資料及ヒ参考ニ供スヘキモノヲ左ニ蒐録ス

(略)

学科 漢学ノ一種ニシテ朱子派トス 算術、和算ナリ 習字所ハ別ニ之ヲ設ク 武術ハ藩士ニ演武場ノ設アリ

弘化度教員人名 学校教頭、千葉弘藏 助教、鈴木三平、福原範藏 大島流槍術、後藤與 新蔭流劍術、秦勝三郎 大坪本流馬術、瀬谷傳次郎 志津賀流薙刀、秦勝三郎 水戸流游泳、近藤又八 小笠原流諸礼、首藤峻藏 金田流砲術、永井忠左衛門 御家流手跡、石渡森衛

学校

校名 顕道館

学校所在地 江戸藩邸内ニ仮学校ヲ設ク維新後封地三草陣屋ニ移ス後明治五年ニシテ之ヲ毀ツ

沿革要略 藩内学校天正年間ニ創立スル所ナリ其後享保度藩主丹羽氏福夙ニ文武ヲ好常ニ藩士ヲ勸誘シテ大ニ士風ヲ興起シ学事隆進ス已降代々ノ藩主其遺志ヲ継テ藩士ヲ誘導シ有名ノ儒士ヲ招テ之ヲ教導セシム 藩内学校ノ儀古来ヨリ中絶ナク継続ノ儀ニ付設立ノ際尽力セル人名今之ヲ知ルニ由ナシ 文政度京師人高橋勇太朱子学藩主招テ師トナス前例ノ如シ終ニ藩邸ニ居ラシメ俸禄ヲ給シ折々酒饌ヲ贈テ其勞ヲ慰メ事業亦不詳 弘化度旧山形儒士司馬騰太郎朱子学連月五六度招テ經史ヲ講セシメ 輪講ノ判者トナス事業亦不詳

教則

教科用書 四書五經小学近思錄孝經左氏傳十八史略

授業ノ方法順序 始メテ入校スルヤ素読ヨリス第一ニ四書ヲ授ケ次テ小学近思錄五經孝經左氏傳十八史略ヲ授ク次テ小学ノ講義ヲ教ヘ宇義自解ヲ会読スルニ

及ンテ会読及輪講弁書等ヲナサシム余裕アル片ハ詩ヲ賦シ文ヲ作ラシム

時間 素読ハ毎日午前八時ヨリ正午十二時迄トシ午後一時ヨリ高等生及有志ノ藩士講義会読輪講弁書等ヲ修シ夜間習字算術ヲ修セシム 休業毎月一日十五日ノ二次トス

学科学規試験法及諸則

漢学 士族ノ子弟ハ必ス文武ヲ研修セシム文武程度ノ比例ニ至テハ定則ナシ其一科ヲ專修セント乞フ者其事由ヲ詳察シ之ヲ許可セリ

士族ノ子弟八歳ニシテ学ニ就カシメ二十歳ニシテ退校ノ期トス有志ノ者ハ年齢ニ拘ラス入校スルヲ得セシム 毎秋一次各生徒並藩士ノ文武ヲ試ム藩主必ス臨場シテ之ヲ檢ス重臣官吏皆從フ優等ナル者ヲ賞スルニ金員物品ヲ以テス又臨時一技ヲ試験スル事アリ 年十三歳已下ノ生徒ニシテ四書五經小学近思錄左氏傳ノ素読卒業ノ者ニハ賞スルニ四書壹部ヲ以テスルヲ例トス 毎年尾休業十五歳已下ノ生徒ハ賞与アリ其優劣勤惰ニヨリテ賞品各差アリ武術免許並目錄ヲ請タル者ヘ金若干ヲ与ルヲ例トス

平日生徒ヲ教誡諭示シ行義方正学業上進ノ者ハ挙テ助教補トナシ賞品ヲ与フ之ニ反スル者ハ席ヲ貶シ或ハ退校セシム入学許可ヲ得シ者ハ礼服装著着用師範家並学務担当ノ者ヘ回礼スルヲ例トス

職名及俸給 (略)

職員概数 (略)

生徒概数 維新前 寄宿生五名通学生五十八名○維新後 通学生八十五名 寄宿生ノ定員ナシ寄宿生徒ハ自費タリト雖モ学資ノ幾分ヲ補助スル事アリ

束修謝儀 束修謝儀ノ定則ナシ各自ノ志表ニ任ス

学校經費 (略)

藩主臨校 毎月五ノ日十ノ日教頭ノ講義日トス藩主臨校シ重臣藩士陪聽ス

毎秋一次藩主臨場シテ之ヲ試ム高等生以上講義已下素読トス点数ニ依テ優劣ヲ分ツ教頭ノカ判者タリ

祭儀 聖堂ノ設置ナシ故ニ祭儀ヲ行ハス

学校構造及建物図面 江戸藩邸内ニ仮学校ヲ設ク構造ハ瓦家木造二階家建物地坪貳拾壹坪半演武場瓦家平家建物地坪貳拾八坪

三草学校薬屋平家三草陣屋内ニ建設建物地坪三拾八坪半 同所演武場瓦屋平家建物地坪貳拾壹坪

学校ニテ出版翻刻セシ書類目次及蔵書ノ種類部数 出版翻刻セシ事ナシ蔵書ハ数部貯蔵セシ処明治六年藩内火災ニ焼失」(2555-8)

## 2) 高富藩（岐阜県）(ID27)

## 「 学制

学事ノ諸制度 旧藩中学事ニ関スル布令論達等往々アリシカトモ維新ノ初メ岡藩領地へ移転ノ際洋中颶風ノ災ニ罹リ諸記録多ク海底ニ沈没セリ故ヲ以テ今之ヲ詳記スルニ由ナシ依テ旧藩士中蔵スル所ノ私記ヲ輯成シ或ハ古老ノ記憶ヲ聴取シ以テ聊カ学事ノ概況ヲ開陳スルヲ以テ此項ニ記載スヘキモノ無シ

士族卒ノ子弟教育法 古来士族子弟ノ教育ハ藩士中学識アルモノ又ハ他ノ学士ヲ聘シテ教師トシ専ラ支那学を以テ教育セリ藩立学校創設以來ハ殊ニ督促シテ必ス入学セシムルノ制タリ亦他ノ士族農商家ノ子弟ト雖モ入学ヲ請フモノアレハ之ヲ許可セリ

藩費ヲ以テ他国へ遊学セシムルノ制ナシト雖モ元治慶應年間藩費ヲ以テ他ノ在府家塾ニ入りテ洋書ヲ学ハシメタルモノアリ其他自費ヲ以テ他藩他塾へ入学センコトヲ願フモノハ之ヲ允可セリ

毎月一回ツ、藩主面前ニ於テ教師ヲシテ經典ヲ講義セシメ一般士族ニ之ヲ聴聞セシムルヲ例トス

平民ノ子弟教育方法 旧藩ハ在府ノ一小藩ニシテ江戸藩邸内ニ藩学校ヲ設立シ領地遠隔ナルカ故ニ平民ハ藩立学校ニ入ル能ハス其所在地ニ於テ家塾寺子屋ノ教育ニ一任シ藩学校へ入学許否ノ制ナシ

家塾寺子屋設置ノ制度 家塾寺子屋ヲ開設スルハ何人タリトモ自由ナリス依テ郡宰里正等之ニ干渉シ許否スル等ノコトナシ

(略)

## 学校

校名 教倫学校ト称ス

校舎所在地 舊江戸西丸下藩邸内ニ設立シ嘉永ノ末年同地麻布市兵衛町藩邸内ニ移シ後復タ美濃国山縣郡高富村ニ移転シ廃藩ノ際廢毀セリ

沿革要略 舊藩士族藩中儒者ノ家ニ就キテ修学スルヲ通常トスト雖モ或ハ各自ノ意向ニ任セ他ノ家塾ニ入りテ学フモ妨ケナカリシニ弘化年間藩主本庄安芸守道貫時代其世子近江守道美ト共ニ藩士ヲ奨励シテ悉ク就学セシメタリ此際藩立学校ヲ創立セリ然レモ固ヨリ叢爾タル一小藩ニシテ人員僅少ナルニ因リ藩政事務ノ余暇ヲ以テ修学スルニ過キス其子弟タル幼稚者ト雖モ武技〔技?〕ヲ兼修スルカ故ニ専ラ文学ニノミ従事スル能ハス從テ該校関係アル著名ノ者アラス

教則 教科書ハ經書歴史〔史?〕詩文書等單ニ漢籍ヲ用フ其授業ノ方法ハ毎朝卯ノ刻ニ始メ正午時ニ終ル時間生徒出席ノ順序ニ從ヒ兩三名ツ、教師或ハ助教ノ机前

ニ進ミテ素読或ハ講義質問等ヲ為ス其他諳記誦復文等ヲ初歩トシ輪講記事作文等日ヲ期シテ之ヲ学ハシメ以テ其甲乙丙等ノ優劣ヲ朱記シ他口試験ノ材料ニ供スルモノトセリ又政務ノ余暇ヲ以テ学フモノ、如キハ午後或ハ夜間教師ノ家ニ就キ修学スルモ妨ケナキモノトセリ

## 学科学期試験法及諸則

学科ハ四書五経及歴史詩文書ヲ専トシ和学洋学ハ各自ノ意向ニ任シ他ニ通学スルモノ尙三名アリシ

試験法ハ毎歳春秋ノ二季ニ於テ大試験ヲ舉行セリ其試験方ハ藩主臨席シ重役及ヒ教員等広間ニ出テ之ヲ行ヘリ岡藩父兄ヲシテ參觀席ニ就カシメ而シテ学生ヲ試験スルヲ例トス此試業畢リテ甲乙等ノ優劣ヲ定メ其等差ニ從ヒ金員或ハ物品ヲ賞与セリ其最優等ナルモノハ加俸或坐位ヲ進ムル等臨時特殊ノ賞典ヲ舉行セリ試験ハ生徒從前学フ所ノ科書ニ依リ之ヲ講義セシム其甲乙等ノ優劣ヲ定ムルハ教師及ヒ重役ノ験点多寡ヲ以テ調査議定シ之ヲ藩主ニ開中スルノ例タリ

筆道習礼ハ他ノ師ヲ聘シ又ハ寺子屋ニ就キテ学ヘリ其他兵学弓馬槍劍柔砲等ノ諸技芸ハ藩中ノ師範家其他ノ師ヲ聘シ定口ヲ置キ交互演武場ニ於テ習練セシム文学ト武術ト程度ノ比例ハ詳ナラス然レモ天保弘化ノ交ハ最文学隆盛タリシニ嘉永五六年以來専ラ武技ヲ講究習練スルノ機運ニ際シ文学漸ク衰退セリ

職名及ヒ俸給 学校ヲ管理スルモノヲ教倫館奉行ト称セリ其俸給ハ他ノ本職アルモノヨリ兼務タルニヨリ別ニ給与セス年々若干〔干?〕ノ手当金ヲ付与ス教師ハ儒者ト称シ八人口分ノ禄米ヲ給与ス維新ノ際禄高ヲ改正シ現米十六石八斗ヲ給与セリ 儒者ノ班座ハ給人席ト称シ中等以上士分ノ格タリト雖モ平常取扱ハ平士ト異リ待遇殊ニ厚カリシ

(略)

束脩謝儀 束脩ハ定額ナシ其身分ニ応シ各自ノ志ニ任セ教師へ贈ルモノトシ謝儀ハ中等以上ノモノハ盆暮〔七月十二月〕二季ニ随意贈ルモノトシ其以下薄禄者ノ分ハ藩費ヲ以テ若干ノ金ヲ教師へ附与セリ

(略)

」(①488-490)

## ②參勤藩の例:

1) 彦根藩（滋賀県）(ID23)

「江戸藩邸及各地学制 江戸藩邸ニ從前講式場ハ在リト雖モ学文所ハ無シ嘉永四年正月九日直弼更ニ命シテ文武ヲ奨励セシム但シ是ヨリ以前ノ布令論達ハ存セス

一此度当御屋敷長屋ニ於テ講釈会読等定口ヲ立中川禄郎青木八十之進へ教授被仰付候間勤番定府共若

年之者ハ勿論御役人タリ<sub>レ</sub>御用透相考出席致相学可被申候尤定府子弟幼年之者ハ毎朝日出素読相授カリ可被申候

一武芸小屋モ近々御出来ニ付勤番定府共師範々々之講日ヲ定メ武道盛ニ稽古可被致候尤学問所武芸小屋共萬事殿中同様相心得礼讓正敷静肅ニ相学可被申候(客春外桜田上邸罹災ノ後直弼赤坂食違ノ中邸ニ在リ人員多ク屋舎少ノ武樹ニ充ツ可キ舎無シ故ニ近々出来ノ語アルナリ)

正月

二月七日武樹条目

定

一此度武芸小屋再興之御趣意ハ御家中一統武芸専ラ為可致研究被仰出候条其旨被相心得無油断勉強可被致候事

一小屋世話之衆ヲ始メ年頃之面々申合セ若年之者ヲ精々引立々々流儀正敷指南可被致候事

一出講之面々礼讓ヲ基トシテ静肅ニ稽古可被致候事

一小屋世話之衆諸生精粗ヲ取調ノ毎年尾ニ書付可被差出候事

一日々小屋仕舞之節火之元大切諸道具取片付等龜抹無之様可被致候事

右之条々被仰出候条堅可被相守者也

嘉永辛亥年二月

(略)

五年四月十四日彦根ニ於テ達シ

文武御引立之御時節ニ付以来御中老江戸詰中於当方弘道館頭取之勤向通り相心得勤番并ニ定府共文武致出精候様厚可被致世話講釈ニモ出席武芸小屋ヘモ節々見廻可被申様被仰出候

以上ハ一ノ私記ニ散見スル者ヲ録スルノミ遺漏ノ多キハ論ヲ待タス又京師營及ヒ其他各地ニ警備セシムル壮士輩轍ヲ皆文武ヲ講習セシム其布令論達ハ逸ス」(①402-404)

2) 二本松藩(福島県)(ID39)

「 江戸邸内学校  
文学校 漢学 武学校 [小野派一刀流]

学校所在地 文学校ハ旧藩主中屋敷霞ヶ関ニ仮校ヲ設ク時宜ニ依上屋敷永田町邸内ニ仮校ヲ設クルヲアリ是レ教師ノ住居ニ依リテ其住家ヲ仮校トナス故ニ位置定マラス武学校ハ永田町上屋敷内ニ設置ス 右ノ外射の場馬場角打場等ノ設ケアルモ別ニ校舎ナシ但射の場馬場ハ永田町上屋敷内ニアリ角打場ハ下屋敷長者丸ニ設ク

沿革要略 抑モ江戸藩邸ニ師範ヲ置キ邸内ノ子弟ニ文武

ヲ修業セシメシハ宝曆年中丹羽左京大夫高庸ナリ又殿中ニ於テヶ月三度論語孟子ノ講釈ヲ命シ諸役員并子弟ヲシテ聴聞セシム其後慶應年間マテ代々此ノ法アリ

教則 教科用書ハ三字経ヨリ孝経ヲ授ケ孝経ヨリ四書五経ヲ熟読セシメ去 [夫?] レヨリ左傳孔子家語荀子韓非子等順次会読セシム然シテ後ハ生徒ノ望ニ任セ唐宋八大家文章歴史綱鑑補ノ類随意ニ研究セシム 授業法ハ生徒ノ多寡ニ応シ生徒ノ内上等ノ者ヲ撰ミ一名乃至二名助教ヲ命ス [俸給ナシ] 而シテ生徒ニ素読ヲ教ヘシム朝ノ始業ハ大概元ノ朝六ツ時ナリ而五ツ時ニ終ルモノトス 授業手続キハ生徒詰順ニ助教ノ前ニ出テ昨朝習ヒシ所ヲ復習シ了リテ又新タニ教ヲ受ク朗読シ得ルニ及ンデ教師ノ前ニテ一読スルノミ助教ハ生徒ニ授業セシ後テ教師ノ前ニ出テ教ヲ受クルモノトス 又一ヶ月五度終日ト唱ヘ日ヲ定メテ温習セシム其時間中ニ輪講又ハ詩文等ノ題ヲ出シテ之ヲ作ラシム 又一ヶ月三度教師ノ講釈 [四書ノ内] アリテ衆生ニ聴聞セシム而ノ予テ教授シ置ケル所ヲ撰ミ衆生ノ内ヨリ拔擢シ講義ヲナサシムル等ノ事アリ

学科学規試験法及諸規則

漢学、劍術 右学科ハ二本松ニアル所ノ学校ト異ナリ別ニ春秋ノ試験ナシ是レ固ヨリ江戸定詰ノ子弟ノミニテ生徒モ至テ僅少ナレハナリ已ニ筆道ノ如キハ其地有名ノ先生ニ從ヒ修業スルモノ多シ故ニ該校ノ設ケナシト云フ

職名及ヒ俸禄 (略)

職員概数 (略)

生徒概数 二十五人皆通学生ナリ

束脩謝儀 金額ノ定メナシト雖<sub>レ</sub>必ス之ヲ行フモノトス 学校經費 (略)

学校構造及建物図面 (略) 」(①693)

3) 岡田藩(岡山県)(ID64)

「江戸小川町猿楽町邸内ニ学校及ヒ劍槍柔術ノ演武場アリ教官一名宛輪番ヲ以出府ヲ命シ毎月六會ノ講義ヲ開キ諸士及ヒ子弟ヲシテ聴聞セシメ藩主モ時々臨校アリタリ其講習書日ハ四書五経等ナリ諸制度ハ總テ本藩ニ異ナルヲナシト雖<sub>レ</sub>子弟輩多クハ邸外ノ儒家ニ通学スルヲ以日々上校ニ教授ヲ受クルモノ絶テナシ」(②623)

なお、郡上(八幡)藩(岐阜県)(ID26)(①474)、福山藩(広島県)(ID65)(②634-562/④260-353)、延岡藩(宮崎県)(ID82)(③242-4)、郡山藩(大阪府)(ID2)(①16)の諸藩は、いずれも参勤藩である。これらの諸藩は、比較的多量の江戸藩邸内学校関連の記述を持っているが、江戸藩邸内学校の教育実態については、この岡田藩の報告

中の「諸制度ハ総テ本藩ニ異ナルヲナシ」に代表されるような表現で済まされている。したがって本稿では、とくに江戸藩邸内学校関連の箇所を示す(上記カッコ内)のみにとどめる。

### 5. 江戸藩邸内学校の教育実態のイメージ

江戸時代の武士階級は「総じて武士と申すものは世の乱賊を誅し三民の輩に安堵の思をなさしむべきための役人にて候」(『武道初心集』)と述べられたように、文武両道に通じた教養人であることが求められた。この要求に応える人材養成を目指して藩校が成立してくることもなるが、江戸藩邸内学校の成立も同じ文脈上にある。藩校もしくは江戸藩邸内学校の沿革は、この事情を反映している。この文脈からくる教育対象者は、藩主であり、藩主の世子であり、藩の重役であり、有志の藩士であり、やがて全藩士となる。さらにまた、なお微々たるものとはいえ、この教育の一端に一般庶民も参加してくる。

このような一般的動向を心得た上で、前節に掲げた諸例を手掛かりに、江戸藩邸内学校の教育実態のイメージを試みれば以下のようなものである。

#### ①江戸藩邸内学校の教育をめぐる一般的構成

彦根藩の報告(4.の②の1)は、江戸藩邸内学校の教育の一般的構成を簡潔に伝えている。

人的構成は、勤番の若者・定府の若者・御役人・定府子弟の幼年者・江戸詰中の御中老(いわば重役)からなっている。これらの人びとの文武の教育との関わりは、文教育について「勤番定府共若年之者、御役人、講釈会等」定日に出席・学習すべきこと、「定府子弟幼年之者、毎朝日出素読」、また武教育について「勤番定府共師範々々之講口ヲ定メ武道盛ニ稽古」すべきことが述べられ、一方重役(世話係)は、文武出精を見回り、諸生の精励状況を毎年末報告する役目を負っていることが示されている。

このような一般的構成の下に行われた教育の詳細は、以下によってうかがわれる。

#### ②江戸藩邸内学校の教育実態

前掲の資料の中で「三草藩」の記述がもっとも詳しいので、これを軸にして、これに「高富藩」(〔高〕と略記)・「二本松藩」(〔二〕と略記)を付加する形式をとって、以下記すことにする。

##### 1) 教育対象者の区分

士卒平民が区分され、士族子弟は八歳で必ず藩立学校ならびに手跡稽古所に入學させ、十歳で演武場に入ることを慣例とした。卒族〔注・足軽など下級士族〕子弟は

家塾で修業させ、藩立学校への入学は、上願のうえ入学許可が与えられた。封地三草の平民子弟のための学校の設けはなく、郡吏里正に家塾での学習を勧誘させている。(〔高〕士族子弟「入学督促」制。他の士族農商家の子弟の藩校入学は、申請により許可が与えられた。)

##### 2) 入学退学

士族子弟は八歳入学、十二歳退校。有志者〔注・卒族庶民子弟の意味か?〕は年齢に拘わらず入学可。入学許可者は、礼服を着用して師範家ならびに学務担当者に回礼する。

##### 3) 学科・教場

士族子弟は文武兼修(〔高〕藩士子弟。幼稚者も)。漢学(朱子学)、算術(和算)、習字所は別に設ける。武術(藩士用演武場)。

(〔高〕四書五経および歴史詩文書を専修。和学洋学は各自の意向に任せる。他への通学も可。筆道習礼は他の師を招き、または寺子屋に就いて学習。兵学弓馬槍劍柔砲等の諸技芸は、藩中の師範家その他の師を招いて定日に交互に演武場で習練させる。

〔二〕漢学、劍術。筆道は、学校の設けなく、他の有名教師に従って修学。)

弘化度(1844-48)の教員の種類として掲げられた記事は、藩邸内学校の教師の種類や文武学習の内容の一端といった、より具体的な様子をうかがわせる情報を提供するから、とくに指摘しておくこと次のようである。

学校教頭、助教、大島流槍術、新蔭流劍術、大坪本流馬術、志賀流薙刀、水戸流游泳、小笠原流諸礼、金田流砲術、御家流手跡

##### 4) 教育課程

入学→素読(四書→小学近思録五経孝教左氏傳十八史略)→小学の講義→字義自解を会読するに及んで会読及び輪講弁書等→(余裕があれば)詩賦作文

(〔二〕三字経[を授け]→孝経より四書五経[を熟読させ]→左傳孔子家語荀子韓非子等順次会読→[以後生徒の意に任せ]唐宋八大家文章歴史綱鑑補の類[を研究させる])

##### 5) 教授学習の形態と対象者

学校月次講義ならびに臨時講釈一藩士・生徒聴聞。輪講一有志の藩士、生徒と聞義。

七日: 藩主用講釈口(儒員、経史講義。重臣官吏侍臣等、皆出席)

五日: 学校講義(教頭、経書を講義。藩主臨場。藩士は皆聴聞。原則として欠席不許可)

十日: 学校輪講口(判者は教頭。有志の藩士・生

徒が經書を輪講。時に藩主臨場)

日々の時間割は、午前八時から正午まで素読。午後一時から高等生及び有志の藩士に対して講義会読輪講弁書等、夜間に習字、算術を修業させる。

休業は、毎月一日十五日の二回。

〔高〕毎朝卯ノ刻〔注・午前六時〕に始め正午に終わる。生徒は出席順に二、三名ずつ教師あるいは助教の机前で素読あるいは講義質問等を行う。その他暗記暗誦復文等を初歩とし、輪講記事作文等定日に学習する。甲乙丙等の褒貶を朱記し他日試験の材料に供する。

政務の余暇に学ぶ者の場合、午後あるいは夜間に教師の家で就学することも可。

毎月一回、藩主面前で教師に經書を講義させ一般士族にこれを聴聞させる。

〔二〕朝の始業は六時から五時まで。生徒は出席順に助教〔生徒のうち上等者一、二名を選び、無俸給の助教に命じ、生徒の指導をさせた〕の前に出、昨朝習ったことを復習する。終了後、新たに教えを受け、朗読可となると教師の前で一読する。助教は、素読指導後、教師の前に出て教えを受ける。

月五回のいわゆる「終日」に温習し、この時間中に輪講または詩文等の題を出してこれを作らせる。

月三回教師の講義〔四書の中から〕。衆生聴聞。また衆生の中から抜擢して既教授分から選んで講義させる、等のこともあった。)

#### 6) 試験

毎秋、生徒ならびに藩士の文武の試験あり(藩主臨場。重臣官吏も皆従う)。また臨時に一技の試験もあった。

〔高〕毎春秋に大試験あり〔藩主臨席。重役・教員等が実施。父兄参観〕。生徒に既習の教科書によって講義させ、評価は教師および重役の験点の多寡によって調査議定し、藩主に開申する。

〔二〕二本松の学校と異なって、春秋の試験なし〔生徒少数につき〕。

#### 7) 学費

生徒に寄宿生と通学生あり。寄宿生は自費だが、学費の一部に補助が出る。束脩謝儀は定則なく、各自の志に任せる。〔二〕生徒は皆通学生。束脩謝儀は定額はないが、必ず行うものとする。)

#### 8) 賞賜

十三歳以下の生徒で四書五経小学近思録左氏傳の素読を卒業した者には、四書一部を賞与した。

十五歳以下の生徒は、毎年末の休業に賞与があり、優劣勤惰によって賞品に各差があった。

武術免許ならびに目録の取得者には若干金を与えられた。また平日生徒を教戒諭示し、行儀正しく学業上進の者は助教補とし、賞品を与え、これと反対の者は席を落とし、あるいは退校処分とした。

学業上進者は勤務上の格式を進め、家禄を増加した。文武拔群上進の二、三男は、長男以外は奉職させない藩制をさしおいて奉職の機会を与えられた。

〔高〕試験終了後甲乙等の優劣を定め、その等差に従って金員あるいは物品を賞与した。最優等の者には、加俸あるいは座位昇進など臨時特殊の賞典を行った。)

#### 9) 遊学

藩費遊学の制度はない。各自の出願に許可を与え、学費の一部が補助された。

〔高〕藩費遊学の制度なし。但し慶応年間に藩費で「他ノ在府家塾」に洋書学習に出した例はある。自費で他藩他塾に入学することは許可された。)

#### 10) その他

家塾寺子屋の開設自由。この家塾寺子屋の教授の特志者に賞与することもあった。

〔二〕なお、二本松藩江戸藩邸内学校の所在が、教師居所の移動などにより、転々とする様子は、実態の一部として興味深いものがあるから、とくに指摘しておく。)

### 第4章 江戸藩邸内に学校の設けの無い諸藩

#### 1. 「江戸藩邸内学校の設け無しの諸藩一覧」

江戸藩邸内学校の設け無しと判断される諸藩は、次ページに掲げる一覧表のようである。

#### 2. 江戸藩邸内学校の設けの無い藩の場合の都市江戸における教育実態

先に触れたように、江戸期の武士は文武の教養無しでは済まされない階級であったから、藩邸内に学校の設けが無くとも、藩士ならびに藩士子弟の教育が配慮されないわけにはいかなかった。その配慮の実態は、どのようにイメージ化することができるか。これが本章のテーマである。

##### ①江戸藩邸内学校「無」の典型例

###### 1) 盛岡藩(岩手県)

「江戸藩邸別ニ校舎ヲ設ケス藩士ノ子弟ハ邸外ニ通学セリ文政四年三月江戸愛宕下ニ住居セシ浪人儒者二十人扶持ヲ給與シ出入儒者トナシ藩士及ヒ定府ノ子弟等通学セリ藩邸ヘモ来リ月ニ三回ノ講義アリ天保年中幕府ノ備官佐藤一斎ヲ聘シ毎月三ノ日周易ノ講義ヲ聴ク藩主及ヒ近習ノ者ノミナリ是ヲ奥講釈又側講釈ト云フ石

巻	旧藩名	江戸藩邸内学校無の記述	備考
1	高取/城主	「士卒ハ各所ノ師家ニ就キ文武共修業セシム」	① 18
2	亀山/城主	「学校 但江戸藩邸諸士族子弟ノ如キハ最寄家塾等ニ就キ就学セシムルカ故ニ藩邸ニ於テ別ニ学校ヲ設ケス」	① 98
2	久居/陣屋	「学校 但江戸藩邸内ニ学校ノ設ナク旧来ノ儘各自々宅ニ於テ教授セシカ故ニ取調フヘキ項目ナシ」	①102
2	刈谷/陣屋	「時アリ他儒者ヲ雇ヒ経書ヲ講義セシメ藩主ヲ始メ一藩ノ子弟マテ聴聞ス江戸邸ニテモ之ニ准ス」	①159
2	久留里/城主	「江戸藩邸ニ於テハ家中師範ノ塾ニシテ別ニ藩主学校ヲ置カス」	①237
2	古河/城主	「江戸上中下屋敷ニテ教授人宅ニテ藩中子弟ヘ教示致候迄ニテ学校無之」	①334
3	大溝/陣屋	「江戸邸内ニ於テ設置ノ学校ナシ」* 「藩士江戸勤番中ニ他藩ノ教授者ニ就キ指南ヲ受ク帰国シテ之ヲ伝授スルノミ」**	*①446 **①447
3	苗木/城主	「往昔ヨリ苗木藩ハ藩立ノ学校ナク明治元年ニ至リ初テ藩立学校ヲ創設ス(略)文学篤志ノ者ハ特リ(ママ)師ヲ求テ学フノ慣習ナリ」*/(但シ、在府ノ者ノ学習状況記述アリ)**	*①485 **①486
3	盛岡/城主	「江戸藩邸別ニ校舎ヲ設ケス藩士ノ子弟ハ邸外ニ通学セリ(略)出入儒者(略)」	*①702
3	荘(=庄)内/城主	「江戸邸内ニ学校ノ設ケナシ定府士族ノ中学力アル者ヲ以テ内ノ子弟ヲ訓導セシムルノミ」	①835
3	新荘/城主	「学校 [江戸藩邸内ニハ学校ノ建立ナシ]」	①836
4	勝山/城主	「江戸藩邸内ノ学校ニ係ル諸件ハ記スルニ足ルモノナシ」	② 76
4	大聖寺/城主	「該藩従来江戸邸内ニ於テ学校ヲ設ケスニ在勤ノ士卒余暇ヲ以テ其師々々ニ就テ文武ノ業ヲ受クルヲ許セリ故ニ有志ノ者ハ詔塾ニ通学ス」	②250
6	真島/城主	「江戸藩邸ニハ学校ノ設ケナシ藩子弟ハ他ノ私塾ヘ入学セシメタリ」/(元勝山藩三浦明次、明治元年に転封)	②580
6	足守/陣屋	「学校(旧江戸藩邸ニハ学舎ヲ設ケス他ノ学校或ハ師範ノ家塾ニ通学スルヲ許ス)」	②605
6	庭瀬/陣屋	「学校(江戸藩邸内別ニ校舎ハ置ス或ハ他師ニ就学ス仍テ別ニ記スルニ足ルノ件ナシ)」	②616
6	新見/陣屋	「学校(江戸藩邸ニハ学校無之)」	②618
6	成羽/陣屋	「江戸藩邸ニハ学校ノ設ケナシ」	②626
7	高知/城主	「江戸藩邸内ニハ特ニ学校ヲ設ケ規則ヲ立ル等ノコト無シ」	②926
8	臼杵/城主	「江戸邸内ノ件 江戸邸内ニ於テハ別ニ学校ノ設ケナシ」	③ 99
8	府内/城主	「江戸藩邸 [神田筋連橋内] ニハ学校ノ設ケナシ武芸ノ稽古所アリシト雖モ徴スヘキモノナシ」	③109
8	福江/城主	「江戸藩邸内ノ学事 江戸藩邸内別ニ学校ヲ設ケスト雖モ藩主邸内ニ師ヲ招キ家臣ト共ニ学習ス即チ左衛門尉盛成佐藤一斎ヲ招キ飛騨守服部道之助宮崎直藏ヲ招キ経義ヲ講セシメタルカ如キ是レナリ」	③193
10	鹿兒島/城主	「江戸藩邸別段学校ノ設ナシトイヘトモ糺合方ト称シ詰合ノ内ヨリ学力アルモノヲ撰テ教師トシ講義或ハ輪講素読セシメ或他エ通学シタルモノナリ弓馬劍槍ハ修練所アリシナリ」	④382

川日向守ノ儒臣泉沢牧太ハ元来該藩士櫻庭兵助ノ家臣  
タリシヲ以テ出入儒者トナシ月三回藩邸ヘ来リ経書ヲ  
講ス藩士一同之ヲ聴聞ス之ヲ表講積ト云フ(①702)

2) 荘(=庄)内藩(山形県)

「江戸邸内 江戸邸内ニ学校ノ設ケナシ定府士族ノ中学

力アル者ヲ以テ邸内ノ子弟ヲ訓導セシムルノミ

右旧学校旧記散乱シ今之ヲ収集スト雖モ盡ク之ヲ得ル  
コト能ハサル者アリ其正確ナルモノ大略ヲ記ス大抵旧藩  
学校ノ制規タル甚詳密ナラス専ラ諸生ノ才徳ヲ陶冶シ  
礼儀廉恥ヲ教ユルヲ主トシ法則ヲ以テ之ヲ檢束セス且

法ニ任セスシテ人ニ任スルノ本旨タリ若シ法ニ隠レテ  
陰匿ヲ為ス者ノ如キハ当時ニアリテ人之レト齒セサル  
ノ情況ナリ」(①835)

### 3) 高知藩(高知県)

「江戸藩邸内ニハ特ニ学校ヲ設ケ規則ヲ立ル等ノコト無  
シ但藩主ハ則時々従フル所ノ儒臣ヲノ侍読セシメ藩士  
亦儒臣ノ私舎ニ詣リ業ヲ受ケ武技ハ邸内ニ設クル所ノ  
各場ニ就キ演習セシム而ノ亦所謂御前講ナルモノヲ設  
ク其概況在国ノ規制ト大異有ルコト無シ且藩士志有ル  
者都下有名ノ師ニ從ヒ文武ヲ学ハント欲スル者各自ノ  
所好ニ任セ之ヲ為サシム」(②926-7)

### 4) 臼杵藩(大分県)

「〔附記〕江戸邸内ノ件 江戸邸内ニ於テハ別ニ学校ノ  
設ケナシ藩士ノ子弟他藩ノ師家ニ就キ学修スルノ習慣  
ナリ享保年間吉田新蔵〔伊藤仁斎ノ門人〕ヲ聘シ日時ヲ定  
メ殿中ニ於テ講義ヲナサシメ旧主臨場藩士悉皆出席シ  
之ヲ聴聞ス爾後服部新蔵西島蘭溪等ヲ聘召シ此法ヲ継  
続セリ武術習練所ハ從來一舎アリ万延元年伊予守観通  
増築修理ヲ加ヘ益武術ヲ奨励ス從來藩士定府ノ者少ナ  
ク文武場ノ準備周密ヲ要セス規則類モ亦記載スヘキモ  
ノナシ」(③99)

### 5) 府内藩(大分県)

「江戸邸内学事状況 江戸藩邸〔神田筋通橋内〕ニハ学校ノ  
設ケナシ武芸ノ稽古所アリシト雖モ徴スヘキモノナシ  
文学ノ景況ハ文化年間第十二世近信ノ代武州秩父ノ儒  
者日尾荆山〔学和漢ヲ兼ス〕ヲ聘シ講義ヲ殿中ニ聴キ老臣  
用人側勤陪聽ス其他希望ノ者ハ勝手ニ任ス又詩会歌会  
アリ近説ノ代ニ至リ広瀬旭莊ノ江戸ニ在ルヲ聘シ講義  
同前ナリ後磯新蔵〔秋月藩儒〕ヲ聘シ邸内ニ館シ併テ子  
弟ノ教育ヲ托スル凡三年間〔文久初年ニモル〕其他藩士ノ  
文学アルモノ扈從シテ在邸ノ片ハ邸内子弟ヲ教授スト  
云フ」(③109)

### 6) 福江藩(長崎県)

「江戸藩邸内ノ学事 江戸藩邸内別ニ学校ヲ設ケスト雖  
モ藩主邸内ニ師ヲ招キ家臣ト共ニ学習ス即チ左衛門尉  
盛成佐藤一齋ヲ招キ飛騨守服部道之助宮崎直蔵ヲ招キ  
経義ヲ講セシメタルカ如キ是レナリ

右ノ外編史ノ資料参考ニ供スヘキモノナシ」(③193)

### ②江戸藩邸内学校「無」の諸藩の江戸における教育実態

まず、共通に、学校・校舎・規則等の設けが無いこと  
が報告されている。

この場合の藩主以下藩士ならびに子弟の教育につい  
て、以下のような実態を整理することができる。

いわゆる学校の設けが無い場合でも、武芸稽古所の類  
の設けのあったことへの言及が見られる(高知藩・臼杵  
藩・府中藩)。この言及がない藩の場合でも、確かにこの  
設けが無かったとは言い切れない。文武兼修の武教育へ  
の配慮が、当然なされている。

一方、学校、つまり文教育にかかわっては、その従学  
の形態についていくつかのパターンが認められる。

#### 1) 邸外儒者への従学

a. 邸外への通学(都下の儒者<sup>註2</sup>〔盛岡藩:藩士及  
び定府の子弟通学,高知藩〕,他藩の師家<sup>註3</sup>〔臼杵  
藩〕)

b. 邸外儒者の邸内への定日定時の訪問講義(出入  
儒者)(盛岡藩,臼杵藩,福江藩)

c. 邸外儒者を邸内に居住させ,これに従学(府内  
藩)

#### 2) 「定府藩士中学力アル者」(荘内藩)もしくは儒臣 への従学(儒臣による藩主への侍読〔高知藩〕,を含 む)(府内藩)

講義聴聞の他,詩会歌会も催されている(府内藩)。

この種の従学類型に対して,身分に応じた参加の形態  
を見ると,

藩主(高知藩),藩主及び近習者(盛岡藩:「奥講義」  
又「側講義」),これに有志の藩士を加えて(府内  
藩),藩主藩士一同(臼杵藩),藩士一同(盛岡藩:  
「表講義」),有志の藩士(高知藩)

といった区分での参加形態が様々に見られる。

高知藩の場合,有志の藩士の都下有名の文武の師への  
従学は各自の所好に任されている。

ここで目指された教育の内容と方針について,荘内藩  
は「専ラ諸生ノ才徳ヲ陶冶シ礼儀廉恥ヲ教ユルヲ主トシ  
法則ヲ以テ之ヲ檢束セス且法ニ任セスシテ人ニ任スルノ  
本旨」(①835)としている。

臼杵藩の場合,とくに江戸藩邸に学校を設けない理由  
について「從來藩士定府ノ者少ナク文武場ノ準備周密ヲ  
要セス」と述べているが,すでに見た江戸藩邸内学校  
「有」の場合の沿革例を下敷きに考察を加えると,これ  
は,やがて学校が設けられることになる前段階の在りよ  
うと同じ実態を呈している。

#### 終章 江戸藩邸内学校と庶民

最後に,江戸藩邸内学校と庶民の関わりがどのよう  
であったかを探って,本稿を結ぶことにしよう。

高岡藩(千葉県)の藩立学校は,文久2年に江戸小川  
町雉子橋通藩邸内に創立された学習館である。これにつ

いて「四書五経及ヒ史記左傳文選ノ類ヲ授ケ教師一名ニテ四五十名ノ生徒ニ素読ヲ授ケ朝五ツ時ヨリ始業正午九ツ時ニ終業ス」(①342)と報告されている。これは、平民子弟に対して「志願ニ依リ藩立学校ヘ入校スルヲ許可ス」(①342)るものであった。つまり、庶民の入学を認めている。

また「神田区山本町熙々学校菅田巳之橋取調」(⑦4)は、

「武家町人教育方法 此儀旧幕臣者聖堂学問所又ハ幼年ノ頃最寄何処ヘモ從学致シ諸藩士ニテハ其邸内学館又ハ各志方ヘ從学仕候士卒ノ分教育法方分ケ候藩モ可有候得共江戸ニハ幕臣諸藩士町人共別段違無之素読習字算術トモ随意ニ修業仕候諸藩士并隠居等ニテ其邸内ノ子弟ヲ教授致シ最[寄?]町人子弟モ其邸内ヘ参り候儀ニ付都テ好所ニ致シ教育法ト申儀別段承り不申候」(⑦6)

といている。これは、これまで調査を進めてきた江戸藩邸内学校の教育実態を含めた都市江戸における武士階級の教育実態の簡潔な叙述を提供してくれるが、町人子弟が素読習字算術に関して藩邸内に用意された教育機会に参加することができた実情をも報告している。

これは、藩邸内に用意された教育機会といっても、これまで扱ってきた藩校レベルのものではなく、所謂寺子屋レベルのものとするべきであるが、この実態を補足するために、管見に触れた乙竹岩蔵『日本庶民教育史 中巻』(昭和4年初版, 昭和55年復刻版, 臨川書店)から引用紹介すれば、以下のようである。

1) 芝区三田台町の寺子屋玄池堂の三代目飯田要が寺子屋師匠になる修業に関連して述べられている以下の記述はこれを例示する。

「松平安房守の家臣で、その江戸の邸内で勤務の傍ら四十余人の寺子を教へてゐた武市庄平に弟子入り(略)。庄平帰国してその寺子屋も閉ざされたので、更に松平讃岐守の家臣鈴木喜藤次に就いて学んだ。喜藤次も亦その藩邸内の長屋を打抜いて六十人許りの寺子を教へてゐた者である。(以下略)」(p. 694)

2) 小石川区指ヶ谷町の光泉堂を創めた逸見源次の「祖父太左衛門は幕府の鷹匠を勤め、戸田伍助の組下として駒込動坂の組屋敷にゐたが、役目柄閑暇もあり、且は薄禄の身でもあった所から、近所の子供を集めて手習いを教へ、その妹もその業を助けてゐた。」(pp. 695-6)

3) 小石川区白山の梅沢臺陽は「清水家の家臣で、公務の傍ら内職同様に教へてゐた

(略)茲では通ひ弟子、即ち手本を師匠から受けて己が家で習ひ、日を定めて、清書を持行きて批正を請ふ者が主(で)(略)遠くは小田原や静岡の地方豪家の子弟が、月に一度位上京し、或は飛脚を以て手本を受けたり、清書の訂正を請ふたり、今日の所謂通信教授が行われた(略)」(pp. 697-8)

4) 「諸処の藩邸内に江戸詰めの藩士によって開かれていたもの(略)も相当に多かったことは、前にも一言したところ(略)(だが)、就中(略)水戸藩邸内で嘉永の頃同心深作次十、同妻きよが開いてゐたもの、如きは、女兒のみでも百三十人の多きを算へ、殊に教授に熱心なことが好学なる烈公の耳に入って、別に二人扶持を与へられ、又藩士以外本郷辺商人の子も通学してゐた。然し斯かる屋敷内の寺子屋は、師匠の帰国と共に閉ぢたものが多かったのである。」(p. 715)

以上見てきたように、江戸藩邸内には、本稿が主として見てきたいわゆる藩校レベルのものから、私家塾寺子屋にわたる様々の教育機会があり、江戸に居住する武士階級にとって武士教養の教育拠点であっただけでなく、限界はあるものの、江戸の庶民にとっても教育の機会として機能したのである。

## 注

- 石川謙は、藩校沿革の四類型を示している(『日本学校史の研究』昭和52年, 日本図書センター, pp. 262-3)。
  - 公開講釈のために設けられた講堂から発展したものの(講堂一棟が建物の全体を構成)。
  - 儒官の家塾を取り立てて藩学にしたもの(藩儒の自宅構内または近傍に、藩費で学舎一棟を建て、藩の子弟を收容し、家塾と学舎を姉妹関係において運営し、やがて学舎が分離して藩校となったケースを含む)。
  - 聖堂の積奠(孔子祭)の際に行う講釈のために設けた講堂で、平日、素読・講義を行うようになり、後に藩校となったもの。
  - 当初から儒学教育の理念と構想の下に雄大な藩学を創設したもの。
- 江戸市中の塾については、「東京府教育沿革」(⑦1)に「江戸ハ覇府ノ地四方人士ノ輻輳スル所學術文芸アルノ人苟モ名ヲ一時ニ得ルモノ一タヒ此地ニ来ラサルハ鮮シ故ニ弟子ト称スルモノモ亦必ス此地ニアルアッテ其教育ヲセンヲナラン是等ノ人概シ民間ニアリト雖モ其ノ教育上リテカアルモノ多キヲ以テ今試ニ之ヲ算スレハ其幾百千アルヲ知ルヘカラス」(⑦91)として、ほぼ六頁にわたって江戸府内の儒者をはじめとして国学、和歌、書学、算学、画学、漢蘭医学、本草学、等の学者名を列記している。
 

またこの種の塾は「江戸府内の各所にあつたことがわかる。とくに直参屋敷、大名屋敷、組屋敷の蟠集する地区、ということは江戸全市ということでもあるが、とくに麴町・神田・芝・牛込・小石川・本郷・下谷・本所、町屋地の日本橋・京橋」にあった(名倉英三郎「江戸府内諸藩邸内学校の概況」, 多賀秋五郎編著『藩学史研究』昭和61年, 巖南堂, pp. 55-61, 所収, p. 59)。

また武家子弟が通った邸外の寺子屋の事例として、乙竹

前掲書には、本郷区湯島の市川堂が、天明5年「駿河台鈴木町に寺子屋を開いたが、後昌平坂学問所の一部を借り受けてそこで教へ、武士の子弟が多く来たり学んだ。(文化12年に教場を湯島一丁目に移した)」(p. 698)とある。

3. 同前名倉論文によると、江戸藩邸内の塾は「他藩ヨリシテスノ館ニ入り学ヲ修メント乞フモノアレハ轍チ来学スルヲ許セシナリ」(①431, 朝日山藩)という具合であり、「私塾寺子屋表」(⑧156/159)によって高遠藩の場合が例示されている。すなわち高遠藩小川町藩邸(上屋敷)に漢詩文

(筆), 筆道, 筆算, 弓・馬・砲術, 計10塾, 内藤新宿の中屋敷に漢学, 筆道, 計3塾が設けられていた。

「このような藩邸内の塾は、私塾寺子屋表に岩村藩(麹町区1), 高崎藩(本郷区1), 小田原藩(芝区1), 烏山藩(浅草区4)があげられており, また組屋敷の内にあった私塾(牛込区2), 寺子屋(浅草区1)をあげている。」(名倉同前論文, p. 60)。

これらが、実情の一端を示すにすぎないものであったことは容易に推測される。